

P 2 4

*舟きよ : ドックのこと ⇒ *船きよ : ドックのこと

P 2 8 ※(1)の表を次のものに変更します。

| | |
|----------|--|
| 特定防火対象物 | 30人以上 (6項口及び6項口の用途を含む 複合用途防火対象物、地下街は 10人以上) |
| 非特定防火対象物 | 50人以上 |

P 2 9の(3) 共同防火管理の4行

⇒

(3) 統括防火管理者(消防法第8条の2)

雑居ビルなどでは管理権原者、いわゆるテナントが複数存在することになりますが、そのような場合は、管理権原者の協議により、建物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を選任し、消防長又は消防署長に届ける必要があります。

P 3 8の4、P 7 4の解説およびP 2 6 0の4の自動火災報知設備の項について、次のように訂正します。

○ 自動火災報知設備(特定防火対象物と重要文化財のみ)

P 4 0、表1-4、P 7 8の上の表、P 2 6 1の表Aを次のものに変更します。

| | |
|---|--|
| (a)特定防火対象物 | 延べ面積が 300㎡以上 のもの |
| (b)非特定防火対象物 | 延べ面積が 300㎡以上 で、かつ、消防長または消防署長が指定したもの |
| (c)・2項ニ(カラオケボックス等) ・5項イ(旅館、ホテル等) ・6項イ(病院、診療所)で 入院施設 あるもの ・6項ロ(要介護の老人ホーム等) ・6項ハ(要介護除く老人ホーム、保育所等)で 宿泊施設 あるもの ・上記の用途部分を含む 複合用途防火対象物、地下街、準地下街 ・特定1階段等防火対象物 | すべて |

P 6 0 ※問題16の問題文を次のものに変更します。

管理について権原が分かれている(=複数の管理権原者がいる)次の防火対象物のうち、**統括防火管理者の選任**が必要なものはどれか。

P 6 1

共同防火管理協議会の設置 ⇒ 統括防火管理者の選任

P 7 3、下から3行目の最後

1/2以上 ⇒ 1/2超

P 2 5 6、 3、 共同防火管理協議会を設置しておく必要がある防火対象物
⇒統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物